

訴 状

2007年（平成19年）5月8日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文

弁護士 秀嶋 ゆかり

弁護士 加藤 丈晴

弁護士 林 千賀子

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 11,151,414円

貼用印紙額 56,000円

送達費用 4,000円

請 求 の 趣 旨

1. 被告国は、原告に対し、金11,151,414円及び本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに1項につき仮執行宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

1. 原告

(1) 原告は、2004年（平成16年）3月東京都内の高校を卒業後、同年3月22日、航空自衛隊第1教育群に任期制隊員（3年。以後2年毎に更新）として入隊した。現在21歳である。

2005年（平成17年）4月から、北海道[]に所在する北部航空警戒管制団（以下、「北警団」という）[]（以下、単に「本件基地」という）の本部総務人事班に所属し、同年8月から通信電子隊に所属した。

原告は、2006年2月1日、1等空士から空士長に昇格した。

(2) 原告は、2006年（平成18年）9月当時、警戒管制レーダー整備員として勤務していた。

(3) 原告は、2007年（平成19年）3月1日から本件基地の本部庶務に配置替えとなり、現在に至る。

(4) 同年3月21日、3年の任用期限満了日が到来したが、さらに2年更新された（～2009年3月21日）。

2. 訴外A3曹

(1) 訴外A3曹（32歳で既婚。以下「A3曹」という）は、後述する事件当時から今日まで、本件基地の基地業務隊施設小隊給汽班に所属し、ボイラー業務に従事している。

(2) A3曹は、本件基地におけるスキー・ノルディックの強化選手だった経歴を持ち、身長約175cm、体重70～80kgの屈強な体の持ち主である。

A3曹は、酒席で気が大きくなると、周りの人の頭を叩いたりするなどの乱暴を行ったり、降雪の日に後輩に突然「走って来い」と命じてやらせたり、女性隊員を侍らせたりなど、本件基地内でも粗暴で横柄な行動があることで知られていた。

3. ██████████（本件基地）

(1) 本件基地は、全国28カ所にあるレーダーサイトの1つであり、敵を発見、識別、要撃、撃破することを任務とする、航空自衛隊の活動の最前線である。

本件基地には、百数十名が常駐しており、本部機能を除くと、監視管制隊、通信電子隊、基地業務隊の3つの隊に分かれている。

(2) 原告は通信電子隊の電子小隊・電子整備班に、A3曹は基地業務隊の施設小隊・給汽班に所属していた。

なお、監視管制隊は、オペレーター約40名が24時間交替で勤務している本件基地の心臓部にあたる。

(3) 本件基地の庁舎は、3階が外来宿舎と独身女性の隊員宿舎になっており、2階に群本部と通信電子隊の事務スペース、1階に基地業務隊と食堂などのスペース、そして食堂厨房から地下1階に下りたところにボイラー事務室がある。

監視管制隊のオペレーション室は別棟にあり、同じ建物の中に原告が従事していた整備室もある。

現在原告が従事している本部庶務は、庁舎2階の群本部の事務スペース中央にある。

(4) 独身男性の隊員が居住する宿舎は、庁舎から渡り廊下で繋がった別棟にある。既婚の男性隊員は、 などの本件基地外にある官舎や自宅に家族とともに居住し、勤務のときに本件基地にくる。

本件基地は、 市街から10km以上離れた山の上にあり（悪天候時には雲の中あるいは雲の上となる）、周りに何もなく、寂しく孤立した場所にある。

(5) 女性隊員は皆独身で、原告のほかに19歳、20歳の隊員が各2人いるだけで、全部で5名という少人数で、原告が最年長だった。

女性隊員は、全員で1つの大部屋で起居しており、ベッドが並ぶだけで仕切るものもない。

原告は、公私にわたり後輩の世話をしなければならない立場にあった。

第2 A3曹による不法行為事実

1. A3曹による暴行、強要、猥褻行為

(1) 2006年（平成18年）9月9日（土）午前2時30分頃、3階の寮で寝ていた原告の部屋に、内線電話が架かってきた。この日の夜は4人で就寝していたが（1人が不在）、原告が起きて電話口に出た。すると、A3曹が強い口調で、女性隊員の名前を挙げて、「用件があるから出してくれ」といった。「皆もう寝ています」と言うと、「もし来れないなら、お前が来い」と命令口調で言った。

この日、A3曹は、24時間勤務（午後8時より翌朝8時まで）でボイラー事務室にいた。

(2) 原告は、就寝中に業務と関係なく呼び出される理由はないので断った。すると、「 士長（基地業務隊総括班、22歳）と 士長（監視管制隊、30歳）もいるから来い」と強い口調で言った。

A3曹は、夜勤中に女子隊員寮に電話をかけて呼出すことが度々あり、それに応じないと気分を悪くして、後日女性隊員の悪口を言いふらしたりしていた。原告は、自分が行かないとA3曹が他の就寝中の女性隊員を起こして呼び出す

ことになり、また、もし応じないと気分を悪くしてまた女子隊員たちに嫌がらせをしたりすると困るので、A3曹のところに行って、「深夜に電話して呼び出さないでほしい」と直接言おうと思い、ジャージ姿、スリッパ履きで眼鏡もかけずに、宿直先である食堂階下のボイラー事務室に行った。

(3) ボイラー事務室に入ると、A3曹1人が泥酔して寝込み、ソファベッドにうつ伏せになっていた。ボイラー事務室には、焼酎のペットボトルのようなもの、食堂の湯飲み茶碗やプラスチックのコップなどが転がっており、「酒席」となっていたことが明らかだった。

(4) 原告は、A3曹の顔色が悪そうに見え、このまま寝込んでしまったら明朝のボイラー業務はどうなるのだろうか心配になった。というのは、A3曹は、夜勤のときに深酒して朝起きることができず、ボイラーを動かせなかったために、朝食が出来なかったという「前科」の持ち主だったからである。

そこで、原告が「大丈夫ですか」と声をかけたところ、起き上がってきたので、「こんな夜中に電話を架けないで下さい」と言った。

(5) 原告は、A3曹をそのままにして直ぐに帰るべきか否か躊躇しながら、「用件はいったい何ですか」と言うと、A3曹は、いきなり原告の肩を両手で押さえつけてソファに坐らせた。そして、原告に酒を勧め、「お前の話を聞かせてくれ」などと言いながら、とりとめもない話をし始めた。

原告は、A3曹に話を合わせ、酒は飲むふりをし、実際は飲まなかった。

この間、原告が時間が経ったので宿舎に戻ろうとソファから立ち上がろうとすると、両手で原告の両肩を押さえ、帰ることを許さなかった。

(6) 午前3時30分頃になり、A3層は、突然、花火をしようと言い出した。原告が「音に気づいて当直が来るからダメです」と制止したが、聞き入れず、ボイラー事務室から屋外に出、すぐ脇にある煙突(高さ約15m)の下に行って、無理やり抱き抱えられ、梯子をつかまされて、登るよう命じられた。

この日は濃霧で先が見えず、スリッパ履きで眼鏡もかけていなかったもので、原告は強い恐怖を感じた。何度も無理だと拒絶したが、下からお尻を押し上げ

られ、A 3 曹に追い立てられるように最上部にまで登らされた。

そして、60連発の花火を持たされ、泥酔しているA 3 曹の手で支えられながら、真横の森の方に向けて発射した。

- (7) 午前4時頃、ボイラー事務室に戻ると、A 3 曹は、原告に「酔っていて自分はボイラーを動かさないから、お前がやれ」と言って、レンチを持たせてボイラーの操作の仕方を教えた。

原告は、A 3 曹は本当に酔っていて業務ができないのではと思い、ますますボイラー事務室を離れづらくなり、どうしようかと思い悩んだ。

- (8) 4時30分頃になり、A 3 曹は、「(5時にボイラーを動かさなければならぬので) 5時に起すように」と言って、同室内から外に出る3つドア(食堂に出るドア2か所と建物の外に出るドア1つ)全てに鍵をかけ、照明を消し、仮眠をとるためソファーベッドに横になるようなしぐさをした瞬間に、原告の腕を引っ張り、ソファーベッドに引き込んで押し倒し、腕と肩を押しえつけた。

- (9) 原告は、必死に抵抗し、起き上がろうとしたが、A 3 曹は原告を押しえつけながら上衣を強引に脱がして裸にし、無理やりキスをしたり、胸を触るなどの行為を執拗に行なった。原告は抵抗したが、A 3 曹は力が強く、かなわなかった。そして、本件基地内にいる交際相手に知られたら困る、早く終われ、といった気持ちも入り乱れ、パニック状態になった。途中から体の力が抜けたような状態になった。

- (10) 午前5時になり、A 3 曹の携帯電話のアラームが鳴った。このとき、A 3 曹は直ぐに気づかず原告の横で寝ていたようだった。このとき原告は逃げようとしたが、A 3 曹が脱がせた上衣を体の下に敷いて取り戻せなかったため、逃げることはできなかった。

- (11) 気づいたA 3 曹は、再び原告の上に乗せ、下衣も全て脱がせた。その後にA 本人も全部服を脱いだ。そして、キスをしたり、胸を触ったり、さらには陰部やお尻にまで触りはじめた。

- (12) そして、原告に対して、「このことは彼氏に黙っているから」「転勤になるま

で（当時、A3曹に転勤話があった）おれの相手をしてほしい」「避妊具をもっていないけど、そのままでもいいよな」等と言った。原告は、「それだけはやめて」と言い、必死に抵抗し続けた。

(13) A3曹の行為は、午前6時頃まで続き、本人は寝てしまった。原告も、A3曹との「格闘」の疲れと体中の痛み、睡魔のために動けない状態になり、そのうち、うとうとした状態になった。

(14) 午前6時30分の起床ラップで、2人は起きた。A3曹は、呆然として動けないでいる原告の腕を引っ張るようにしてボイラー事務室から建物の外に出した。

その際に、「また次の泊まりのときに呼ぶから、また相手してくれ」「この次には〇〇（後輩の女性隊員の名前）にも相手してもらおうかな」と言った。原告は、A3曹のおぞましい言動に、何ともいえない嫌悪、恐怖を感じた。

2. A3曹の暴行等による結果

(1) A3曹による一連の暴行、強要、猥褻行為により、原告は、左肘の切り傷（長さ約2cm）及びその周囲の打撲様の痕跡、両膝の打ち身（直径約5cm）、首筋には噛まれたような跡、肛門付近の糜爛、その他腹部にも傷跡ができるなどの傷害を負わされた。

(2) 後述するように、原告はすぐに上司に事実を話し相談したが、重大犯罪の被害者としての救援、支援の措置は何もされなかった。上司は、原告に病院への受診をすすめることもしなかった。

原告はその日の夕方から2日連続して夜勤だったことから、昼間に病院に行くことが困難であり、医師の診断を得る機会を逃した。その結果、一部写真を撮っておくにとどまった。

(3) その後の経緯は、次項以下に述べるとおりである。加害者であるA3曹は何ら咎められることなく、被害者である原告が上司からさまざまな嫌がらせを受けることになった。

今年2007年2月27日になり、やっと警務隊が動き出し、原告の被害届が正式に受理された。原告は、警務隊の勧めで病院の診断を受けたが、傷はあるがそれが9月9日の時に負ったという立証は困難だと説明された。強制猥褻罪の嫌疑でA3曹を検察官送致したと聞かされた。

第3 上司らによる原告への人権侵害の加重

1. A3曹の暴行直後の上司の対応

(1) 9月9日と翌10日、原告は、午後4時30分から翌朝8時までの連続夜勤だった。他方、A3曹は、9日、10日と休みで、11日午前8時から翌12日午前8時までの24時間勤務だった。

原告は、9日午後4時30分からの勤務には就いたものの、同日未明のA3曹とのことで精神的にも肉体的にも非常につらい状態にあった。

(2) そこで、午後6時頃になり、原告が所属する電子小隊・電子整備班の上司であるB2曹（47歳）に、A3曹から、深夜から未明にかけて暴行、猥褻行為をされ、それが理由で体調が悪いことを相談した。

B2曹は、休んでもいいと一応言ってくれた。しかし、同日はB2曹、C2曹（32歳）、原告の3人勤務であり、夜中にかけて本件基地に急ぎよ出勤してくれる代りの隊員を確保することは困難であり、B2曹も具体的対応はせず、そのまま勤務を続けざるをえなかった。

(3) 体調が非常に悪く精神的にも辛かったので、原告は、結婚式で本件基地から出かけていた交際相手に電話して急ぎよ帰って来てもらった。

午後11時頃、原告は、B2曹に話し、職場を離れて交際相手と会うことを許可してもらった。原告は、交際相手に会ってA3曹とのことを話した。

(4) このとき、交際相手は、■■■■市街から本件基地に戻るのにタクシーがなかったので自分の車を運転して帰った。結婚式で飲んだ酒が残っていた。部隊は、後にこれ（飲酒運転）が懲戒処分の対象だと言い出した。

(5) また、原告は1時間を超えて（数時間になった）交際相手と話していたため

に、後に、これが無断で勤務を離脱したとして懲戒処分の対象だと言われることになった。

原告も交際相手も、現在までのところ上記事実による懲戒処分は受けていない。

- (6) 翌日10日の早朝、上司であるC2曹に、勤務を無断で離脱したことを怒られたが、そのときにA3曹の暴力等について話した。

C2曹は、「宿直の時にまた呼ぶと言われたことは脅迫だから、すぐに班長に相談した方が良い」と言い、11日早朝、電子小隊・電子整備班の班長であるD曹長（54歳）に引き合わされた。

- (7) その後（11日午前）、電子小隊長のE3尉（24歳。防衛大学校卒）にも隊長室に呼ばれて事情を聞かれた。

原告は、羞恥心を強く感じ、交際相手が同じ職場にいること、男性職場でどのように言われるだろうかと思うと、具体的詳細にまでは話せなかったが、暴行され、強姦されそうになったこと、猥褻行為をされたことを話した。そうすれば内容を察して、適切な対応をしてくれるだろうと思った。

このとき、原告は、「A3曹は退職させるか、一刻も早く配転させてほしい」と訴えた。すると、E3尉は「わかった」と答えた。

- (8) しかるにその後、今日に至るまで、A3曹は全く処分されることなく、配転されることもなかった。

それどころか、次に述べるように、かえって原告を本件基地内の異端者、厄介者扱いし、上司、同僚らが二次的、三次的被害を加えた。

- (9) 本件基地には准曹士先任（カウンセラー）がいるが、専門知識がなく、男性であるため、相談することができなかった。警務隊の捜査が入ってから相談に行ったときでさえ「事情がよくわからないから、相談されても困る」という対応だった。

2. 日常生活への支障

(1) 原告は、A 3 曹が怖くて仕方なくなった。しばらくは、まともに男性自衛隊員と話ができない状態になった。特に、朝昼晩の 3 食を食堂でとるのだが、そこで A 3 曹に会うのが耐えられなかった。

そのため原告は、食事するときには、事前に電話で A 3 曹の上司である ■■■ 2 尉（38 歳）や ■■■ 曹長（51 歳）に「今から行きますから」と言って、A 3 曹の不在を確認し、あるいは来ない時間を見計らって行った。

(2) 作業などで A 3 曹と会いそうなどときには、予め A 3 曹の上司に「これから、そちらに行きますから」と電話してから行くことになった。

しかし、訓練や協議などの時には、部隊は A 3 曹を外すことをせず、又は原告の参加を免除しないため、一緒にならざるをえなかった。

(3) 原告が勤務日でないときでも、宿舎が庁舎の 3 階にあるため、ちょっとした宿舎を出るときには必ず 1、2 階を通ることになり、その際に A 3 曹の姿を見かけたり、顔を合せたりすることになる。その際に A 3 曹が原告を睨んだりすることもあり、日々、いつ、どこで A 3 曹に会うかとビクビクして生活せざるをえなかった。

3. 外出の不許可、行事からの排除

(1) 上記のように原告が A 3 曹との隔離を求めたことに対して、上司らは、原告が困った問題を引き起こしてくれた、お陰で余計な仕事が増えたと思うようになり、原告に対する嫌がらせがひどくなっていった。

(2) 2006 年 10 月 6 日には、E 3 尉が、総括班室の ■■■ 3 尉（49 歳）、■■■ 准尉（53 歳）、■■■ 曹長（53 歳）ら幹部が同席しているところで、原告に対して次のように言った。

「お前の今の状況、忘れたわけじゃないよね。今ここで説明してみてる？俺らが作ってやってこの状況なんだから（A 3 曹と食堂で会わないようにしてやっているという意味）。」

「お前は自分のことを被害者だと思っているかもしれないが、B 2 曹と C

2曹と■■■■ 3曹からすると、お前は加害者なんだよ」(前2者は原告の上司だから原告に対する監督責任が問われるという意味。■■■■ 3曹は原告の交際相手で、結婚式から呼ばれたから飲酒運転することになってしまったという意味)。」

「お前のせいで処分を受けるんだよ」「お前、本当に分かっているか」「分かっていないと思うので、ここで説明してくれ」などなど。

自衛隊員は、上司の命令に絶対服従であり、異議を述べることは一切許されない。直立不動の姿勢のまま、一方的になじられ、原告は悔しさの余り、涙があふれ出て止まらなかった。

(3) 原告の上司(E 3尉、F 曹長ら)は、原告に対して、「お前は問題を起こしたから、外出させない」「公のところには出るな」と言い、本件事件以後、外出許可が出されなくなった(部隊では、休日でも外出書を提出して許可をもらわないと外出できない)。

その結果、原告は、通信制大学に2006年10月に入学したが(申込みは本件事件直前の9月8日)、地方で行なわれるスクーリングに行けなくなってしまった。

(4) 2006年忘年会、2007年新年会のほか、隊員の歓迎会や送別会、クルー会(セクションの集まり)などの行事にも参加が認められなかった。

(5) 原告は、本件基地にきてから、部隊と地元町民と一緒に活動している「■■■■ 太鼓記念保存会」に参加していたが、この活動への参加も許可されなくなった。

(6) 原告は、航空自衛隊内での英語弁論大会に積極的に参加し、2006年6月には北警団の大会で準優勝し、11月に青森県三沢市で開催される北部航空方面隊の英語弁論大会に出場することが決まっていたが、10月に行なわれる事前の集合訓練(会場となる三沢基地での練習)への参加が許可されず、本大会にも出場が認められなかった。

原告は、北警団の大会の優勝者が初任空曹過程に入校するため不出場となり実質的に北警団の第一代表となっていたので、頑張ろうと一生懸命練習してい

たので、悔しくてたまらなかった。英語弁論のテーマは、町民と取り組んでいる
■太鼓の話だったので、二重の意味で悔しかった。

- (7) ところで、上司が、原告に「お前は問題を起こした」と言っているのは、原告が9月9日の夜勤中に一時勤務を離脱した結果になったことを指している。しかし、9月9日未明の事件の発生とそれにより勤務できる状態でなかったことは、離脱する前にB2曹に報告し相談しており、職場に戻ってからはC2曹に話しており、心配したC2曹を通じてさらに上司であるD曹長、E3尉とも直接話をしている。

従って、全体的に見れば、原告に対して「問題を起こした」「処分される身だ」として、上記のような不利益を課す理由は全くない。万が一規律違反が問われるとしても、極めて軽微であり、かつ情状において特に宥恕すべき事情があり、A3曹に対する処遇と対比したときに、明らかに相当性を欠く理不尽なものである。

結局は、後述するように、原告を部隊の「厄介者」と認識し、原告の部隊に対する正当な要求を禁圧する口実にしたにすぎない。そして、それでも屈しない原告に手を焼いた上司らは、次に述べるとおり原告を退職させようとしたのだった。

4. 原告に対する退職強要

- (1) 原告は、自衛隊で働きながら通信制大学に通い勉強したいと考えていたので、任用の継続を希望し、2007年1月15日、北部航空警戒管制団司令宛に、継続任用志願書を提出した。その後、健康診断を経て、同月末頃までには任用の継続が決まった。

任用継続にあたり、原告は、部隊に対して、重ねてA3曹の転勤と原告ら女性隊員が安心して働ける環境づくりを求めた。

- (2) ところが、E3尉、F曹長（52歳）ら上司は、原告に対して「Aは男だ。お前は女だ。自衛隊がどっちを残すかと言ったら男だ」「A3曹には家庭がある」、

「このまま2年間任用を継続しても、1回も外に退出させないぞ」等と言い、退職を強要した。

(3) 2月5日、E3尉は、■3尉、■准尉、■曹長、■2曹、■2曹ら幹部がいる部屋（総括班室）の真ん中に原告を佇立させ、些細なことにこじつけて原告を非難した後に、「お前、俺のことが嫌いだらう。どうだ?」「Aのせいにするなよ。お前は被害者でもないし、これはお前の問題なのだから」と原告に恫喝を加えた。

(4) 2月6日、病院から部隊に帰る車中で、F曹長が「お前もう終了だよ」と言った。原告が「何が終了なんですか」と反問すると、「自衛隊にいる存在が終了だって言ってんだよ」と言った。

(5) 2月7日、整備室で、F曹長らが、■2曹（30歳）、■3士長（27歳）らが在室している中で、

「退職だよ。退職。お前終了だよ」「いつまで休むんだ」（と1時間以上責められる）

「お前、アホか。ここまでこじれたら、自衛隊ではやっていけないんだよ」

「帰ってくる時には分かっているな。お母さんに同意書、書いてもらって来いよ」

などと、朝の勤務開始直後から2～3時間にわたり、公然と、退職とそれを前提とする有給休暇消化を迫られた。

(6) 原告は、余りの執拗さと、男性ばかりの職場でこれ抵抗以上する自信を失い、とりあえず「とります」と答えてその場を取り繕わざるをえなかった。

その結果、2月8日から有給休暇を取得させられることになった。

(7) 有給休暇に入るに際し、原告は上司から休暇中に考えるようにと、「休暇中に考える事項の参照」と題する文書を渡された。そこには、以下のようなことが記されていた。

1 継続任用に関して

継続と任期満了退職についての、自分にとっての利点、不利益

- ・ 継続した場合
 - メリット
 - デメリット
- ・ 任期満了退職した場合
 - メリット
 - デメリット

2 将来に関して

- ・ 自分がこれから、どのように生きていきたいのかを考える。
- ・ 大学について（通信制を続けるのか？通学に編入するのか？）
- ・ 就職について（どのような業種につきたいのか？そのためにどのような資格が求められるか？年齢に制限等はないか？など）
- ・ 結婚について（いつ頃を考えるか？結婚後は仕事をするのか？）
- ・ 自衛隊に関して（継続するのか？継続するのであれば、どのように職務と大学と資格取得を全てこなすことができるのかの具体的な方策？就職援護でどのような資格をとるか？Aへの対応はどのようにするのか）
- ・ その他、自分が不安に思っている点

以上は、原告に対して退職した方がよいと書かせようとするものだった。

(8) さらに、原告に対して「退職願」を渡し、その「退職理由」欄には「任期満了退職」と、「退職希望年月日」欄には「平成19年3月21日」と、鉛筆書きしてあった。そして、任用期限のくる1カ月前の2月22日までに結論を出して持ってこいと命じられた。

(9) 有給休暇消化中の2月16日、原告はE3尉と携帯電話で話した。その内容は、要旨次のとおりだった。

「お前、本当に分かっているの？お前が今100%自衛隊のために貢献できているのか？俺はできている。お前はどうかんだ。これから2年間継続しても、俺はお前にもっと厳しくするつもりだ。2年間外出禁止にする。大学のスクー

リングにもいけないと思っていい。お前は2年間を無駄に過ごすだろう。班長にも言われていると思うが、帰ってくる時は、お母さんに同意書を書いてもらってこいよ。」

(原告が「どういう内容の同意書ですか。私は成人していますけど」と質問すると)「退職しますっていう同意書だ。」

(10) 原告は、上司ら一体となった退職強要に、これ以上残るのは辛いと一旦は退職を覚悟したものの、2月21日初めて弁護士に相談したところ部隊の対応こそ問題であるとの確信を得、また、やはり自衛隊で働きながら勉強し、通信制の大学を卒業するという初志を貫きたいとの思いが勝り、退職しないことを決意した。

(11) 上司から結論を出すよう命じられていた2月22日、「有給休暇消化中」であったが、部隊に行くと、さっそく■■■1尉(47歳)、■■■3尉(31歳)、F曹長、E3尉らに囲まれて、隊長室に入れられた。

そこで、F曹長から「分かってるな。お前の印鑑持ってきているから。」「退職願に押せよ。」と言われた。執拗に迫られたが、原告は押さなかった。

(12) 翌2月23日、内務班の内線電話にて、E3尉から、「人の揚げ足をとることがお前の仕事か?」「お前、ちょっとおかしいんじゃない?被害妄想だよ」という電話が入った。このとき、原告が、「A3曹の指導はどうなっているのですか」と尋ねると、「俺は業務隊の指導については分からない。俺はお前の指導はできるが、A3曹には指導できないからな」と答えた。

(13) 原告が前年9月の事件以来一貫して求めていたA3曹に対する刑事処分について、2月27日に原告の被害届が警務隊に正式に受理されることとなり、A3曹に対する捜査、原告の事情聴取、実況見分などが開始された。

(14) 以上の結果、原告は、2月28日まで自らの意思に反して有給休暇をとらされたものの、任用は3月22日より2年間継続されることになった。

3月1日からは本部庶務に配置替えとなった。A3曹とは、距離が近くなったものの、E3尉、F曹長らとは距離が離れ、指揮命令系列が別になったので、

上司からの圧迫は軽減された。

- (15) 2月以降の上司らによる退職強要により、原告は体調を崩し、3月5日に病院にかかったところ、機能性胃腸症と診断された。

第4 被告国の責任原因

1. A3曹の9月9日の行為（上記「第2」）

A3曹の暴行、強要、猥褻行為は、勤務時間中の行為であるから、公務員の「職務を行なうにつき」（国家賠償法1条1項）なされたものである。

2. その後の上司による一連の行為（上記「第3」）

その後上司によって行なわれた一連の行為（上記「第3」）も、自衛隊の指揮命令あるいは服務指導という、「職務を行なうにつき」（国家賠償法1条1項）なされたものである。

ちなみに、航空自衛隊の服務指導書によれば、服務指導の対象と範囲について、勤務に関する事項のほか、私生活に関する事項も含め、組織に影響するのはすべてを対象とする旨規定されている。

第5 原告の損害

1. 精神的苦痛

- (1) 9月9日未明のA3曹による暴行・傷害、強要、強制猥褻の行為は、当時20歳の女性に対して、人間及び女性としての尊厳を深く傷つけ、実質的には強姦（未遂）致傷罪というべき卑劣な行為である。

原告は、重大犯罪の被害者である。

上命下服の厳格な縦社会であること、圧倒的な男性社会であり女性は補助的にしかみられていないこと、そのような中で家族や地域、社会から離れた孤立した宿舎生活であること、などに鑑みると原告の恐怖感、孤独感、屈辱感、絶望感は計り知れない。

(2) その後、部隊が、半年以上という長期にわたり、加害者であるA3曹に何の咎めもせず、逆に被害者である原告の正当な要求を禁圧し、理不尽な不利益を課してきたこと、(従って当然にも)原告の勤務環境の改善を図らなかったことは、原告に対して二次的、三次的に被害を加え続けたものである。

特に、原告を部隊の「邪魔者」扱いにし、被害者たる女性を排除する(退職させる)ことで問題解決を図ろうするに至ったことは、許しがたい人権侵害であり、正義に悖る行為である。

(3) 以上の、深刻かつ長期にわたる精神的苦痛を慰謝するためには、少なくとも1000万円が支払われるべきである。

2. 逸失利益

原告は、2007年2月8日から28日まで、自らの意思に反し、退職を前提にした有給休暇取得を強いられた。従って、有給休暇相当分の賃金として金141,414円が支払われるべきである。

・月額賃金	金202,033円
・1日当り賃金(÷30)	金6,734円(小数点以下切捨)
・6,734円×21日	金141,414円

3. 弁護士費用

本件は、半年以上にわたり職場で孤立させられ、理不尽な処遇を受けてきた弱冠21歳の原告が、在職のまま、提訴したものである。関係者の全てが加害者側に立つ自衛隊員であり、証拠の収集や訴訟追行力において格段の差がある国を相手とする訴訟である。従って、弁護士の訴訟代理なしに、訴訟遂行は困難である。

よって、弁護士費用(着手金及び報酬)も損害の内容をなし、それは請求額の1割を下回ることはない。よって、金101万円が相当である。

第6 本件提訴に至った経緯

1. 本件事案は、9月9日の事件そのものが重大な人権侵害であることに加え、その後、被害者と加害者を逆転させた理不尽な対応を組織ぐるみで行い続け、退職にまで追い込もうとしたものである。しかし、部隊は、未だにその事実も責任も正式には認めていない。もとより原告に対する正式の謝罪もない。よって、もはや裁判所の判断を求めるしかないと考えるに至った。
2. 退職を踏みとどまり現職自衛官として職務を全うする決意をした原告にとって、今後安心して勤務できる職場環境がつけられることが、決定的に重要である。

原告は、本訴訟を通じて航空自衛隊の職場実態（特に独身女性にとって）を明らかにし、安心して働ける職場環境をつくりたいと考えた。

3. 当裁判所には、事実関係の徹底究明と迅速な救済を求めると同時に、自衛隊に対しては、現在捜査中の加害者個人の刑事事件に問題を矮小化することなく、部隊としての責任の明確化、再発防止並びに重大犯罪の被害者である原告に対する支援の体制を速やかにとることを求める。

なお、前述したように、原告は休日であっても外出するときには部隊の許可をもらわなければならない立場にある。自衛隊及び部隊に対しては、弁論期日への出頭、代理人との打合せなど、本訴訟の遂行にあたり、原告の裁判を受ける権利（憲法32条）を完全に保証するよう申し添えるものである。

第7 結論

以上より、原告は、被告に対して、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償請求として金11,151,414円並びにこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで民事法定利率年5分の割合による金員の支払いを求める。

以上

立 証 方 法

追って必要に応じて提出する

添 付 書 類

- | | | |
|----|------|----|
| 1. | 委任状 | 1通 |
| 2. | 訴状副本 | 1通 |